

平成 29 年 2 月 9 日
第 3 回教育委員会
教育部教育支援課 資料①

立川市 第2次特別支援教育実施計画 (原案)



平成29(2017)年3月
立川市教育委員会

はじめに

目 次

はじめに	1
------	---

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	4
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の所管範囲	5
5. 計画策定の体制	6
6. 国及び東京都の動向	7

第2章 立川市特別支援教育実施計画の成果と課題

1. 基本施策1 早期連携・早期支援の充実	10
2. 基本施策2 学校における指導体制・指導内容の充実	11
3. 基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援	12
4. 基本施策4 関係機関との連携	13
5. 基本施策5 特別支援教育の理解啓発	13

第3章 立川市における特別支援教育の現状及び課題

1. 市全体の状況	14
2. 学校における取組等の状況	19
3. 特別支援教育を推進するうえで追記すべき課題	22

第4章 立川市第2次特別支援教育実施計画の施策

1. 計画の骨子	23
2. 計画における施策と具体的な取組	25
基本施策1 早期連携・早期支援の充実	25
基本施策2 学校における指導体制・指導内容等の充実	28
基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援	31
基本施策4 関係機関との連携	34
基本施策5 特別支援教育の理解啓発	36

資 料

1. 用語解説
2. 立川市立小学校・中学校 配置図
3. 立川市特別支援学級等設置状況一覧
4. 児童・生徒及び学校を支援する支援員等一覧(平成28年度版)
5. 平成28年度 特別支援教育に関わる研修一覧
6. 特別支援教育に関する保護者や障害者団体等からの意見
7. 立川市立小学校・中学校における教員からの意見聴取の内容
8. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会設置要綱
9. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会委員名簿
10. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会検討経過

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では平成25(2013)年度に、それまで市教育委員会が実施してきた特別支援教育にかかわる事業と、小・中学校の状況、国や東京都の動向等を踏まえ、平成26(2014)～28(2016)年度の3年間の計画期間とする「特別支援教育実施計画」を策定しました。これにより、平成28(2016)年度末の目標を設定し、5つの基本施策のもと、15の取組項目・39事業を中心に特別支援教育の推進に取り組んできました。

平成27(2015)年には、同年を初年度とする「立川市第4次長期総合計画(前期基本計画)」の策定に伴い、子どもと子育てに関する総合計画である「第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン」や、学校教育に関する「第2次学校教育振興基本計画」、障害者施策に関する「第5次障害者計画」などを策定し、年次的・体系的な目標に沿った取組を進めているところです。

この間、国では、国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向けた国内法整備の一環として、平成25(2013)年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定するとともに、平成28(2016)年4月の施行に備え、さまざまな周知活動や制度の制定が行われてきました。

東京都においても、障害のある児童・生徒数は今後も増加していくとの推計に基づき、相応の期間をかけた適切な対応が必要であるとの見込みから、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」(平成22(2010)年11月東京都教育委員会)の計画期間が、平成28(2016)年度までの6年間に延長となりました。また、平成28(2016)年2月には、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障害教育を取り巻く状況の変化に的確に応えるため、「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、多様な教育体制の整備や指導内容・方法の充実、推進体制の充実に取り組んでいます。

立川市教育委員会では、子ども家庭支援センターや幼稚園・保育園、小・中学校との関係性を密にしながら早期連携・早期支援に取り組むとともに、都の計画に沿って、平成28(2016)年度より、特別支援教室を市内8校に導入し、特別支援教育の一層の充実を図っています。さらに、平成27(2015)年度より、都立特別支援学校の協力を得て、「知的障害特別支援学級の専門性向上プラン」を立ち上げ、教員の指導力向上に努めています。

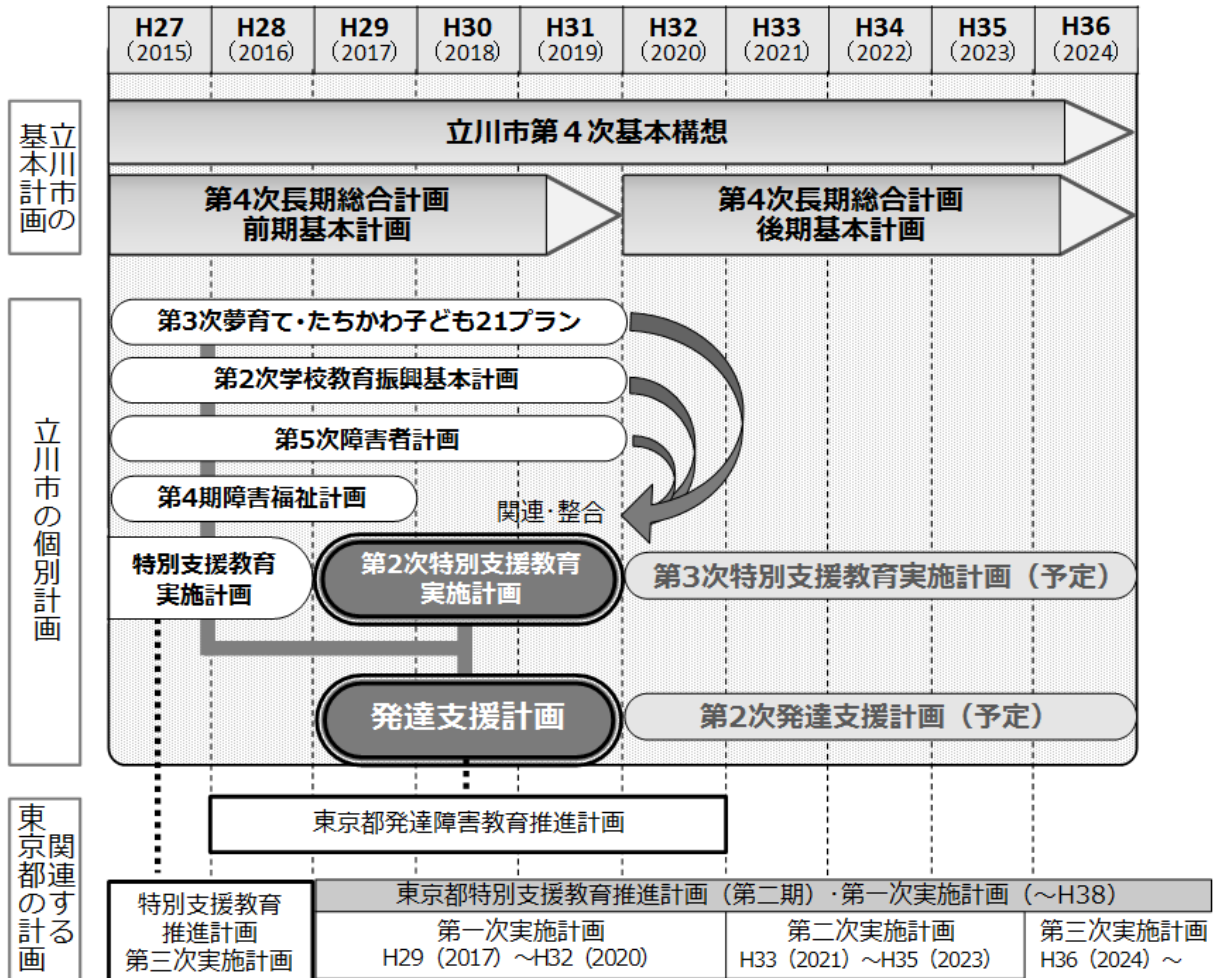
本計画では、これらの背景や前計画の基本理念、基本指針を継承しつつ、本市の特長である、途切れ・すき間のない相談・支援体制の強化を目指し、取組の方向や目標を定めました。

2. 計画の位置付け

本計画は、平成27(2015)年度を初年度とする「立川市第4次長期総合計画(前期基本計画)」の個別計画である「第2次学校教育振興基本計画」の方向性を受けて、特別支援教育を実施するための計画として位置付けられています。また、関連の深い「第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン」や「第5次障害者計画」との整合・調和を図るとともに、東京都の「特別支援教育推進計画第三次実施計画」や「発達障害教育推進計画」にも留意して策定しました。

さらに、平成28(2016)年は、本計画と両輪を成す「発達支援計画」（主管課：子ども家庭部子ども家庭支援センター）の策定検討を行っていたことから、それぞれの検討の進捗過程について情報共有を図りながら、作業を進めました。

図1 計画の位置付けと計画期間



3. 計画の期間

平成29(2017)年度から平成31(2019)年度までの3年間とします。

これにより、上位計画である「第4次長期総合計画(前期基本計画)」や、「第2次学校教育振興基本計画」などの関連する個別計画のほか、「発達支援計画」とも計画の終期を揃えます。

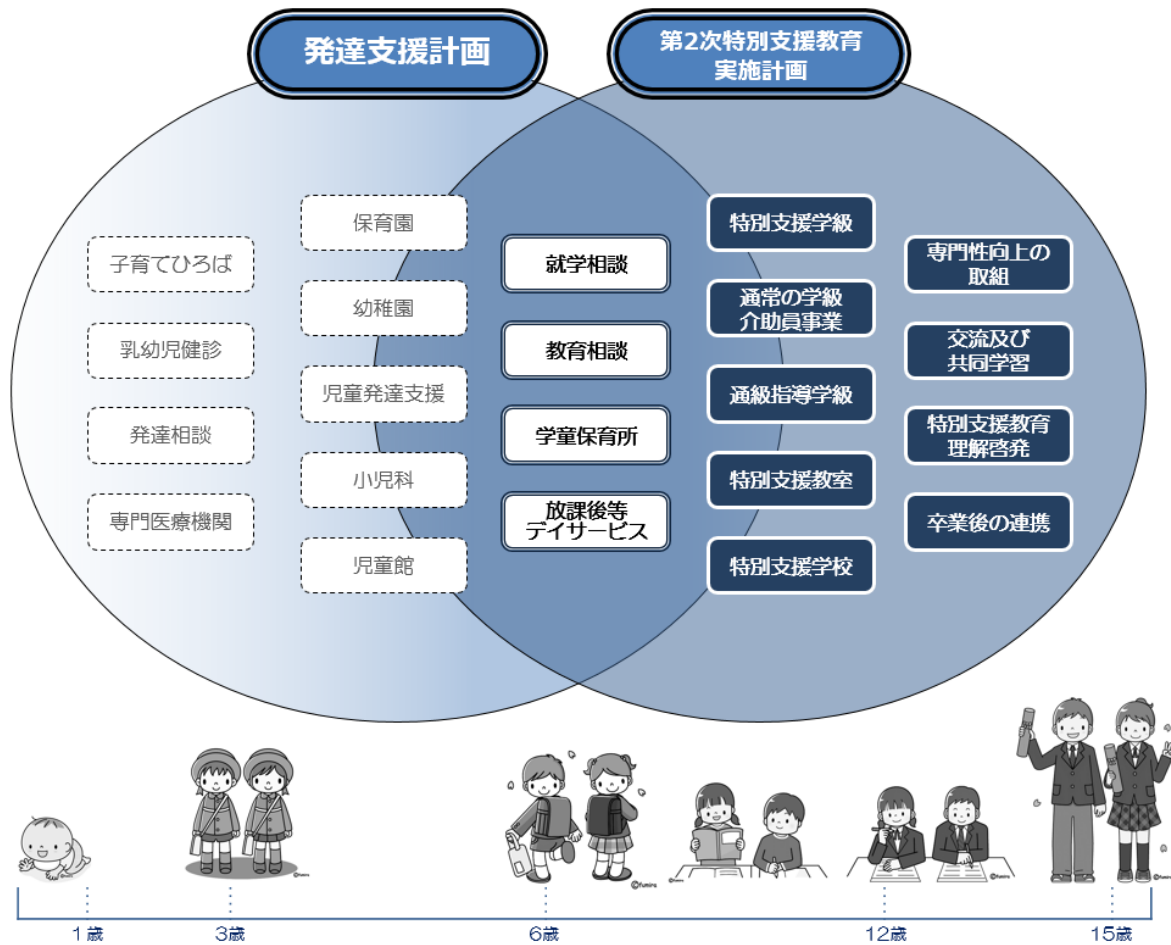
32年度以降に本計画を策定する際は計画期間を5年間とし、上位計画に揃えることとします。

なお、国や東京都において特別支援教育に関わる法改正や事業等の見直し等があった場合は、必要な計画の見直しを行います。

4. 計画の所管範囲

主に、就学前（乳幼児期）の児童を対象とする発達支援・相談については、「発達支援計画」に沿った取組を進めます。一方、就学に向けた支援や相談、学校での配慮など、主に入学から義務教育修了までの取組については、本計画で設定した目標に沿って活動していきます。

図2 第2次特別支援教育実施計画の所管範囲



5. 計画策定の体制

(1) 立川市特別支援教育実施計画策定検討委員会

平成28(2016)年7月、本計画を策定するための検討委員会を設置しました。委員は、学識経験者、小・中学校長、小・中学校PTA代表、障害者団体の代表及び公募市民の、計10名でした。また、庁内の関係部署より、特に業務上の関連が深い、3課の課長をオブザーバーに加え、計4回にわたる検討を行いました。

(2) 保護者や市民、関係機関からの意見・要望

市立小・中学校の特別支援学級に在籍する保護者や、障害者団体からの意見・要望、特別支援教育連絡会委員である関係機関の代表からの意見等を計画策定の参考にしました。

(3) 教員からの意見聴取

市立小・中学校で特別な支援や配慮を必要とする児童・生徒の指導等にあたっている教員から意見を聴き、計画策定の参考にしました。

(4) 市民からの意見募集

市民からの意見について、平成28(2016)年12月19日から平成29(2017)年1月13日までの間で募集を行いました。

6. 国及び東京都の動向

(1) 国の動向

ア. 発達障害者支援法

平成17(2005)年4月に施行されたこの法律は、発達障害の早期発見、学校教育や地域生活での支援を国や地方公共団体の責務と規定し、その支援策を示しました。知的障害や身体障害を伴わない注意欠陥多動性障害、学習障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群なども「障害」とであると定義されました。

平成28(2016)年5月、就労と教育支援を強化するため、約10年ぶりに法改正。周囲の理解不足などの「社会的障壁」を取り除く必要があること、個々の特性に応じて学校で個別計画を作成すること、子どもから高齢者まで切れ目のない支援を目指すことなどが盛り込まれました。

イ. 障害者基本法

平成16(2004)年の一部改正では、国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない、と規定されました。

そして、平成23(2011)年8月に施行された第16条(教育)の規定では、障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならないこと等が示されています。

ウ. 障害者の権利に関する条約

この条約は平成18(2006)年12月の国連総会において採択され、日本は翌19(2007)年9月に署名しています。その後は批准に向けて、障害者制度の改革推進に向けた取組を進め、平成25(2013)年6月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定につながりました。同年12月4日には、条約に締結することを国会が承認。平成26(2014)年2月から我が国について効力を生じました。

エ. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)

平成24(2012)年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会から出されたのがこの報告です。共生社会の形成に向けて、就学相談・就学先決定のあり方や、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等についてまとめられています。

オ. 学校教育法の改正

平成19(2007)年4月、学校教育法の一部改正が施行され、我が国は従来の「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換を果たしました。その後、平成25年(2013)年9月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、就学先を決定する仕組みの改正や、障害の状態等の変化を踏まえた転学に対応できる体制の整備等が求められるようになりました。

平成27(2015)年の改正では、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されました。

カ. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定と施行

平成28(2016)年4月に施行されたこの法律は、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

法律では、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供などを求めており、これらの具体例を盛り込んだ「対応要領」や「対応指針」の作成を通して、役所や事業者が障害者差別の解消に向けた自主的な取組が期待されています。

学校教育分野については、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が平成27(2015)年11月に出されており、教育分野における合理的配慮の具体例や、相談体制の整備に関する留意点などが明示されています。

＜内閣府発行リーフレットより抜粋＞

●対応要領

国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮を具体的に盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をします。

●対応指針

事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、不当な差別的取扱いや合理的配慮を具体的に盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

	定める機関	対 象
対応要領	国・都道府県・市町村などの役所	役所で働く人
対応指針	事業者を所管する国の役所	会社やお店などの事業者

キ. 教育再生実行会議（第九次提言）

平成28(2016)年5月に出された第九次提言では、子どもたち一人一人の課題に丁寧に対応し、長所や強みを生かす教育の充実が不可欠であるとし、全ての子どもたちの能力を最大限に伸ばし、可能性を開花させる教育の早期実現が期待されています。

「教育再生」は日本再生の柱であり、政府が目指す「一億総活躍社会」実現の基盤であることから、幅広い国民の理解と参画を得ていくことも盛り込まれています。

(2) 東京都の動向

ア. 東京都特別支援教育推進計画

平成16(2004)年11月、東京都教育委員会では、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、これまで第一次(平成16(2004)年度)、第二次(平成19(2007)年度)及び第三次(平成22(2010)年度)の各実施計画に基づいて、特別支援教育に関する校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名等、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の取組を進めてきました。

第三次実施計画では、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応えるため、教員が巡回して発達障害教育を実施する特別支援教室について、全ての公立小・中学校への導入方針を明らかにしました。

イ. 東京都発達障害教育推進計画

平成28(2016)年2月、東京都教育委員会は、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障害教育を取り巻く状況の変化に的確に応えるために推進計画を作成し、全ての公立学校における発達障害教育の充実を図っています。

平成33(2021)年度までに全中学校に特別支援教室を導入することや、学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのためのガイドラインの作成など、発達障害教育環境の整備や指導内容の充実について年次的な展開が計画されています。



特別支援教室の導入例
(写真は第四小学校)

第2章 立川市特別支援教育実施計画の成果と課題

特別支援教育実施画は、平成26（2014）年度を初年度とする3年間の計画で、本市における特別支援教育の目標達成に向け、3つの基本指針に基づく5の基本施策のもと、15の取組項目を掲げ、年次的・体系的に取り組んできました。

39項目にわたる事業はおおむね順調に推移していますが、一部には課題も出ています。これらの成果や課題を5つの基本施策ごとに概略を整理すると、以下のとおりです。

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

<主な取組>

- 年長児を対象とする発達支援グループに参加している保護者に就学相談を紹介したり、子ども家庭支援センターと教育支援課が共催で就学相談説明会を開催するなど、必要に応じて、発達相談から就学相談、教育相談へつなげることに取り組みました。

* 就学相談利用者のうち、発達相談を利用していた児童数の推移

	H25年度	H26年度	H27年度
就学相談利用者	74	83	75
うち発達相談の利用者	9	28	56
全体に占める割合	12.2%	33.7%	74.7%

- 教育支援課が主催する教育相談講演会や就学相談講習会に、公私立の幼稚園・保育園の教職員にも参加を呼びかけました。
- 就学相談資料の作成に関わる幼稚園教員・保育士を対象に、就学支援等検討会委員を講師とする資料の書き方研修を隔年で開催しました。
- 就学相談を経て就学した児童・生徒のうち、必要に応じて保護者や就学先の学校の希望を踏まえ、学校生活への適応を円滑に進めるため、学校・保護者・就学相談員等による継続相談を実施しました。

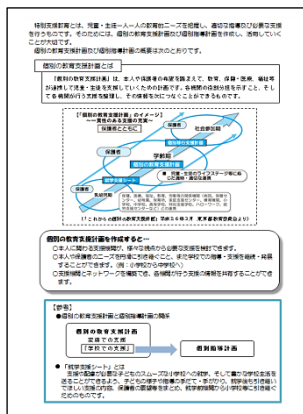
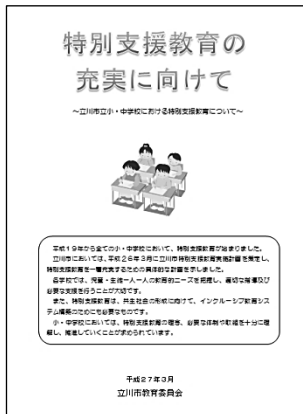
<成果と課題>

- 幼稚園や保育園、子ども家庭支援センターの発達相談等から、就学相談につながる児童は年々増加しています。しかし、保護者の同意が得られないケースも依然としてあり、小学校側の情報収集が課題となっています。
- 発達相談と就学相談の連携が進んだことで、就学支援シートの活用が大きく伸びています。その一方で保護者からは、「校内での周知や配慮等への活用が十分でないと感じることがある」などの声があります。
- 医療や療育の記録、生活面の配慮など、多面的かつ経年的に保護者がストックした情報を関係機関が共有・活用できるよう、『サポートファイル』の導入が望まれています。
- 途切れ・すき間のない支援体制を構築する観点から、就学前に受けていた療育のプログラムが、就学後も継続できるようにすべきとの指摘が保護者等から出ています。

基本施策2 学校における指導体制・内容等の充実

<主な取組>

〇市立小・中学校の教育課程及び学校経営計画において特別支援教育の推進を位置付けるとともに、特別支援教育コーディネーターの役割や校内委員会の機能等に対する共通理解を持つため、学校向けリーフレットを作成しました。



※一部抜粋

- 〇東京都の様式を参考に、「個別の教育支援計画」及び「個別指導計画」の書式を開発し、必要な児童・生徒についての作成と教育的支援を推奨しました。
- 〇各学校の実態に応じて、交流及び共同学習の推進に取り組みました。
- 〇副籍制度について、就学相談中から保護者への情報提供や地域指定校の選定を行い、より早期からの円滑な交流が実施できるように努めました。また、取り組みの中で先進的なもの、創意工夫があるものについて、校長会等の機会を活用し、市内の他校へも事例紹介を行いました。

<成果と課題>

- 〇特別支援教育コーディネーターは複数指名が進み、校内での情報共有や人材育成、教員の負担軽減等が図られていますが、一層の専門性向上が継続課題となっています。
- 〇個別の教育支援計画、個別指導計画ともに3年前と比較して作成件数は増加していますが、まだ十分とはいえないのが実状です。
- 〇交流及び共同学習、副籍制度における交流活動については、児童・生徒の障害の状態や各校の状況等により、様々な実態があります。取組の内容や交流の継続性、理解教育のプログラム等を校内で十分に広げていくことが求められています。



給食時間を利用した交流活動の様子

基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

<主な取組>

- 平成26(2014)年4月に、本市で4校目となる小学校の情緒障害等通級指導学級「つばさ学級」を、市立第八小学校に開設しました。
- 東京都のガイドラインに沿い、平成28(2016)年4月に市立小学校8校に、特別支援教室「キラリ」を開設しました。児童の通級による指導を、教員の巡回指導へと順次移行し、30(2018)年度には全小学校への導入を目指しています。
- 校舎の建替えや大規模改修に合わせ、エレベーターの設置や段差解消など、バリアフリー化への対応を進めました。
- 平成27(2015)年4月より教育支援課に、「教育支援相談員」を配置しました。特別支援学級設置校や通常の学級の介助員配置校に派遣し、校内の指導・支援上の助言を行うとともに、保護者・本人を含む支援会議等へ参加しています。
- 特別支援学級担任の専門性向上を推進するため、都立特別支援学校の協力を得て、指導内容等に係る具体的な助言や、特別支援学校の見学、教材製作の工夫等を学ぶ機会を設けています。
- 平成26(2014)年度より、教育支援課の心理職を小・中学校に月2回程度派遣し、支援が必要と思われる児童・生徒の実態把握の支援や、教員の指導に対する助言等を行っています。28(2016)年度からは、言語聴覚士による巡回相談を小学校3校で試行しました。



第八小学校につばさ学級を開設

<成果と課題>

- 発達に課題のある児童が急増していることを背景に、情緒障害等通級指導学級の利用希望が増加の一途となっています。特別支援教室への移行を機に、より早期に適切な指導・支援につなげる仕組みを整えるとともに、全市統一的な指導のスタンダードづくりや、一定期間での指導終了に向けた評価システムのあり方が問われています。
- 今後の児童・生徒数の推計から、小学校の知的障害特別支援学級の増設が急務となっています。また、東京都では自閉症・情緒障害特別支援学級の設置も推奨しており、先行市の情報収集や相談内容の分析等の研究を引き続き行うことや、通常の学級を含む多様な障害への対応が強く求められています。
- 教育支援相談員の活用や特別支援学校との連携により、専門性向上の取組は進んでいますが、まだ一部の教員、一部の授業に留まっているのが現状です。
- 巡回相談の定着に合わせ、専任者を4名に増やし、発達相談や就学相談の状況等も把握しながら、定期的な学校訪問を行っています。各校の実態により、訪問回数や対応範囲については見直しの要望があります。特別支援教室導入に伴い都から派遣される心理職やスクールカウンセラーとの役割分担の明確化も課題の一つです。

基本施策4 関係機関との連携

<主な取組>

- 都立特別支援学校の協力によりコーディネーターの派遣を受け、特別支援学級の授業改善への助言や、就学支援部会での児童観察等で専門的な所見を得ています。
- 就学相談での医学診断や、教育相談における事例研究について、近隣の医療機関から医師の派遣を受け、専門的な所見を得ています。
- 通常の学級における児童・生徒の介助や医療的ケアを行うため、事業の一部を社会福祉協議会や訪問看護ステーションに委託し、学校や保護者とも連携を図りながら、学校生活を支援しています。
- 中学校を卒業した後の進路や支援について、本人や保護者への情報提供や不安軽減等を図るため、庁内の関係部署と共催で、サポート事業の説明会を開催しました。
- 特別支援教育に関わる関係機関相互の連携と、各機関の取組について共通理解を深めるため、平成26(2014)年度に、特別支援教育連絡会を設置しました。庁内の関係部署をはじめ、都立特別支援学校、医療機関、事業所、幼稚園、保育園、市立小・中学校の代表者が年3回集まる場を設けています。



特別支援学校との連携による授業研究

<成果と課題>

- 子ども未来センターの開設を契機として、教育支援課と子ども家庭支援センターを主軸とする、途切れ・すき間のない相談・支援体制の一層の強化を目指してきました。しかし、情報共有や役割分担、支援方針の決定については、組織上の課題があり、関係機関や保護者等から「十分な連携が取れている」と評価されるまでに至っていません。

基本施策5 特別支援教育の理解啓発

<主な取組>

- 支援機関や保護者、市民等を対象に、特別支援教育をテーマとする講演会を開催し、障害に対する正しい知識の普及や理解の促進に取り組みました。

<成果と課題>

- 特別支援教育に関する講演会は毎年開催していますが、さらに多くの方が参加しやすくなるよう、開催時期や時間帯等について改善の余地があります。また、講演会以外の手法による理解啓発活動の拡充について、庁内の関係部署との共催を含め、検討する時期にきています。

立川市子ども家庭支援センター・教育支援課共催

発達に課題のある 子どもを理解する

- 自己肯定感を持てるような関わりとは -

【講師】 いいの たけひろ
飯野 雄大氏
白梅学園大学子ども学部臨床発達学科 特任講師 / 発達・教育相談家相談員

特別支援教育講演会のお知らせ

参加費無料
定員80名
(事前申込制)

【日時】 **3月29日(火) PM2~4時**

【会場】 **たましんRISURUホール**
第一会議室
(立川市市民会館/立川市錦町 3-3-20)

保育福祉や学校現場での経験も踏まえて、発達に課題のある子どもたちが抱えたり感じたりしている世界を覗きし、後から抱える困難さや生きにくさに寄り添った関わり方についてお話しいただきます。

お申込みは、お電話 または 要領「申込書」をFAXで。

立川市教育支援課

☎ 電話 **042-527-6171**
FAX **042-528-6875**

※要領の奉送上、3月25日(金)迄に
お申込みください。

※お申込みが定員に達した場合は、入席を
調整させていただきます。

●本講演会に関するお問い合わせ先
立川市教育委員会 教育支援課 (月~金曜/8:30~17) ☎042-527-6171

たましんRISURUホール
(立川市市民会館)

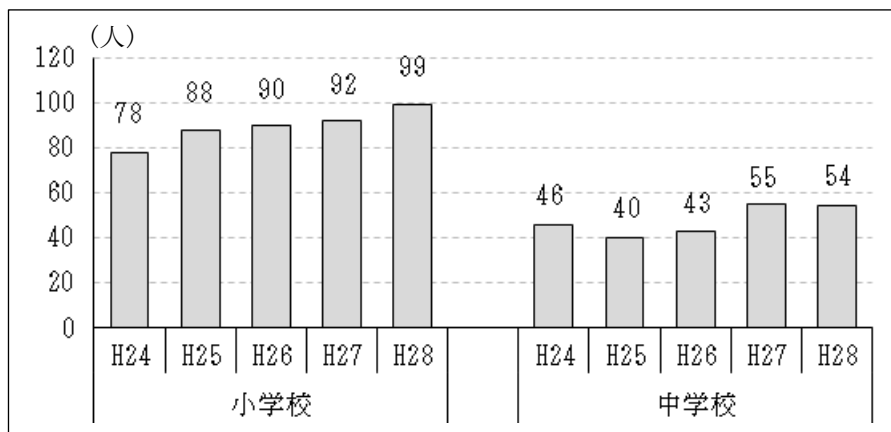
講演会チラシ

第3章 立川市における特別支援教育の現状及び課題

1. 市全体の状況

(1) 特別支援学級に在籍する児童・生徒数（各年5月1日現在）

ア. 知的障害特別支援学級〔小学校6校、中学校3校〕

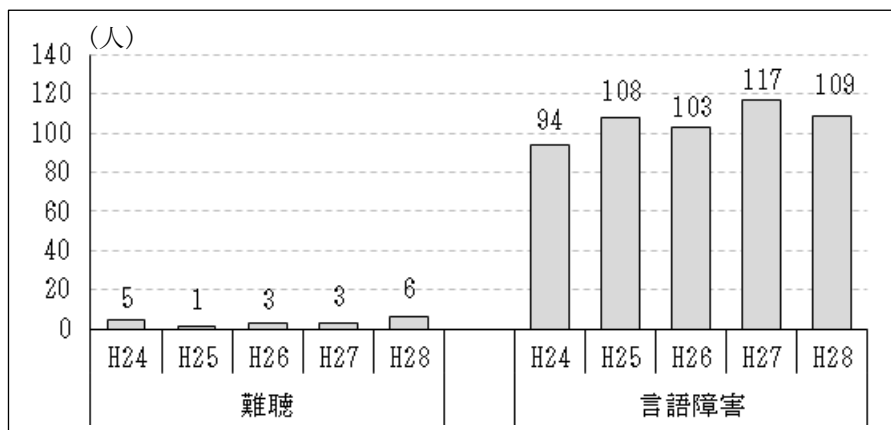


小学校の知的障害学級の在籍児童数は、微増傾向が続いています。平成28(2016)年度は99名中、3分の1にあたる33名が1校(5学級)に過密集中していることが課題です。

中学校は40人台で推移していましたが、平成27(2015)年度に大きく伸びました。

イ. 通級指導学級

①難聴・言語障害〔きこえの教室:小学校1校、ことばの教室:小学校2校〕



きこえの教室は、28(2016)年度に増加し、5月1日現在6人の児童が利用しています。

ことばの教室は、25(2013)年度以降、100人を超える利用が続いていますが、状況改善等により指導終了となる児童も多いのが特長です。27(2015)年度は23人が退級となりました。

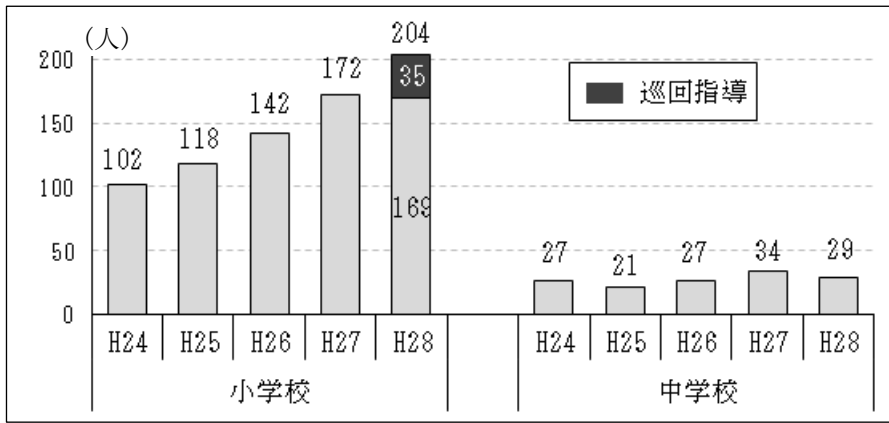
②情緒障害等〔特別支援教室等:小学校9校、通級指導学級:中学校3校〕

小学校の通級利用は毎年増加し、平成27(2015)年度は71人が新たに入級しましたが、退級は8人に留まっています。4年前と比較すると、利用児童数が2倍になっています。

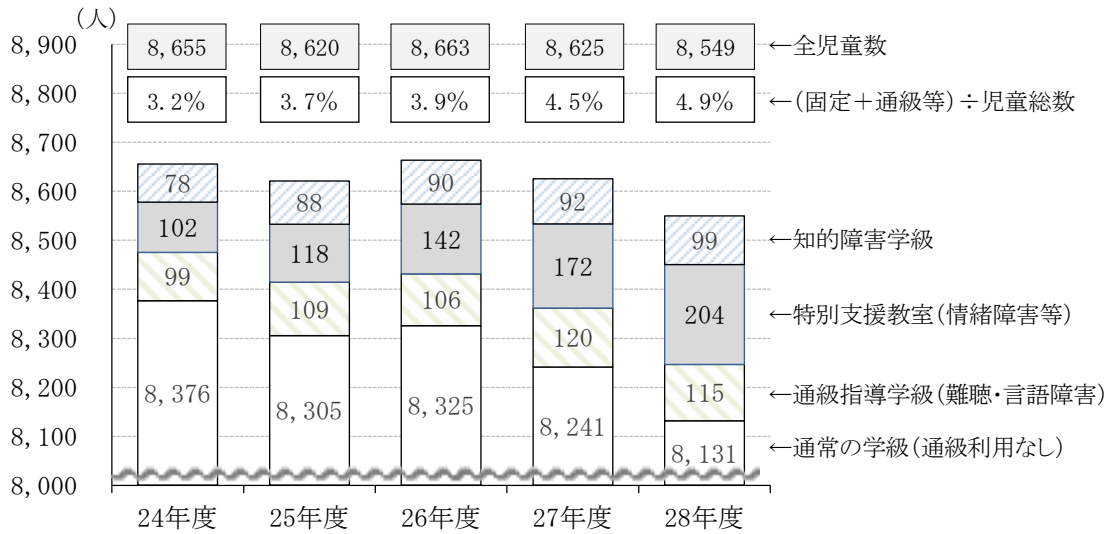
28(2016)年度からは東京都のガイドラインに沿い、特別支援教室(立川市での愛称:キラリ)を小学校に導入し、3校の拠点校から計5校へ巡回指導教員が出向いて指導を行っています。5月1日現在、35名の児童が在籍校の特別支援教室で指導を受けています。

一方、中学校では利用する生徒が大きく減り、小・中の引継ぎが課題の一つとなっています。

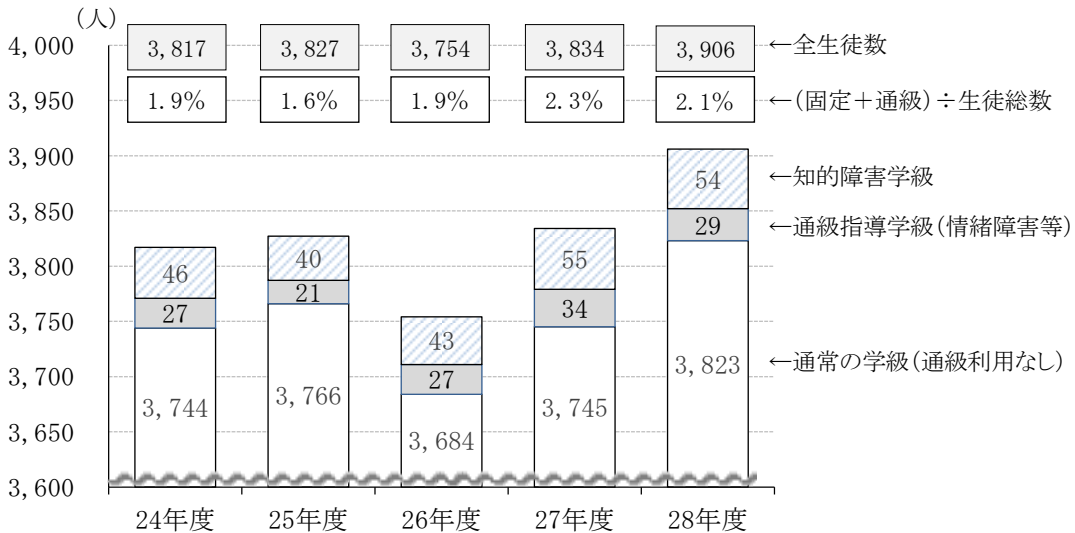
第3章 立川市における特別支援教育の現状及び課題



●小学校児童に占める特別支援学級等の内訳 (各年5月1日現在)

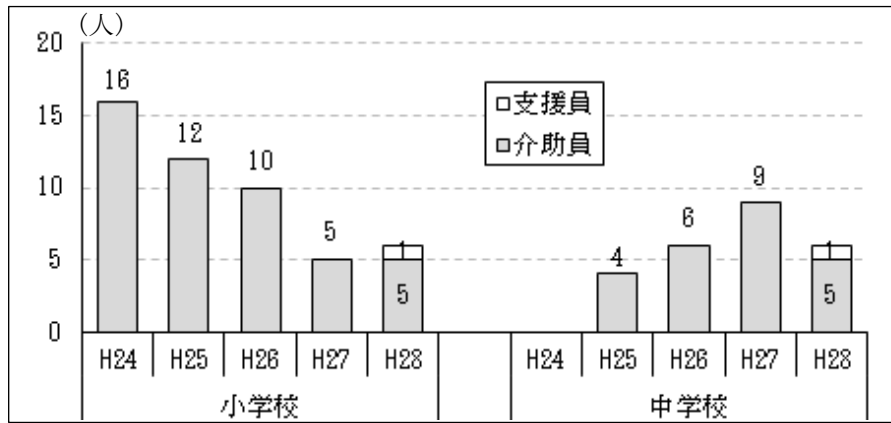


●中学校生徒に占める特別支援学級等の内訳 (各年5月1日現在)



小学校に入学する児童はやや減少傾向にあります。特別支援学級等の在籍は増加が続いています。中学校では年度によって生徒の母数に差があるのが特徴ですが、特別支援学級の在籍数、通級指導学級の利用者数は、ほぼ横ばいとなっています。

(2) 通常の学級への介助員配置状況（各年5月1日現在）

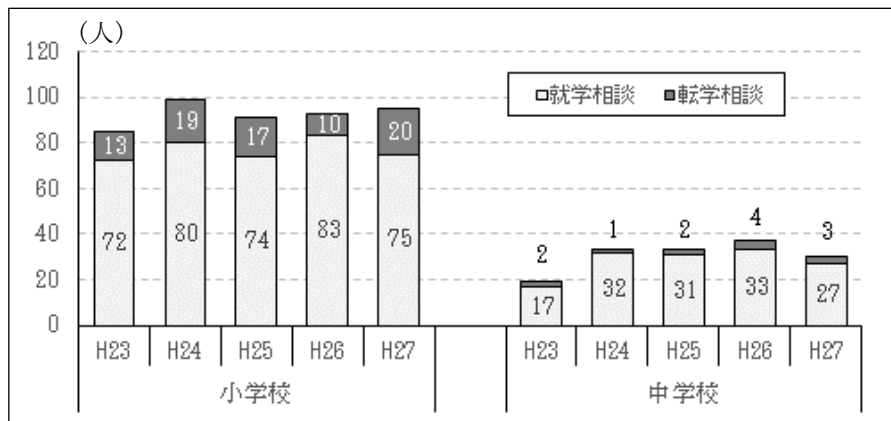


立川市では、通常の学級に在籍している肢体不自由等のある児童・生徒の移動等を支援するため、平成 22（2010）年度より社会福祉協議会に介助員派遣事業を委託しています。

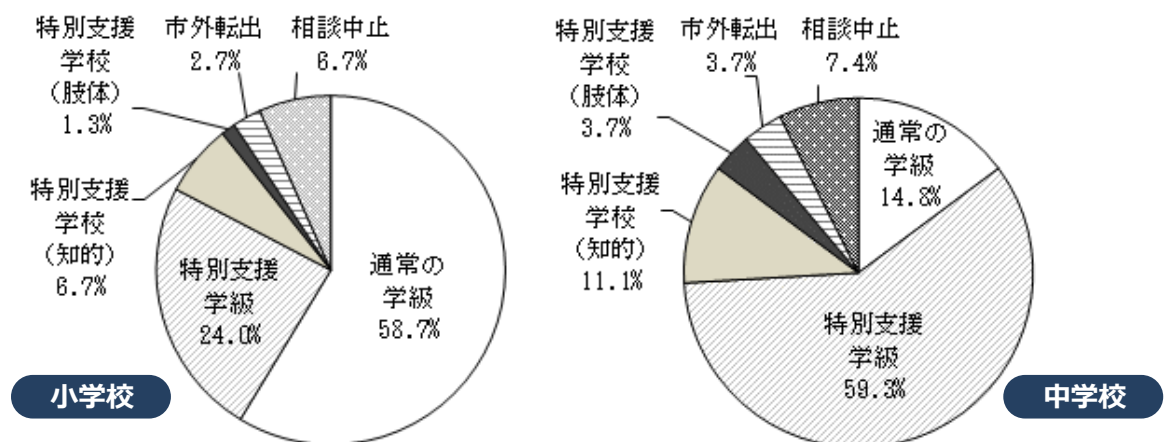
27（2015）年度には特別支援学校での管理職経験を有する者を教育支援相談員として新たに配置したことにより、定期的な支援会議の開催、介助や指導・支援に関する助言、個別の教育支援計画の作成等に対する学校への助言に対応することができるようになりました。

また、障害の状況が多様化していることなどを踏まえ、28（2016）年度からは特別支援教育支援員制度との選択配置ができるよう要綱を改正し、小・中学校それぞれ1校ずつに支援員が加配されています。

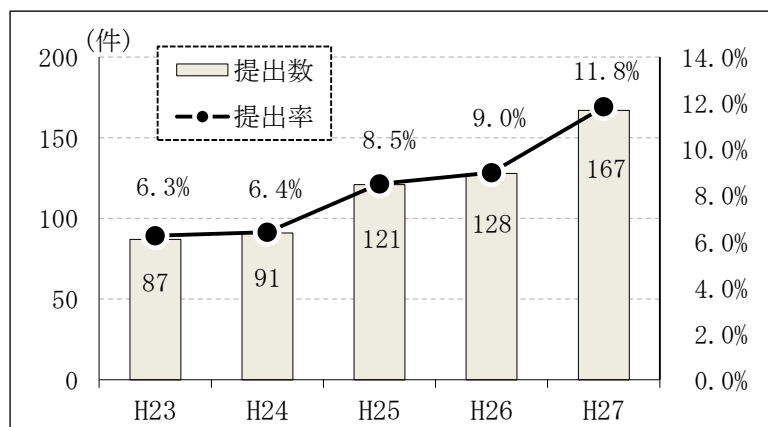
(3) 就学相談・転学相談



●平成 27 年度就学相談利用者の就学先内訳



(4) 就学支援シート

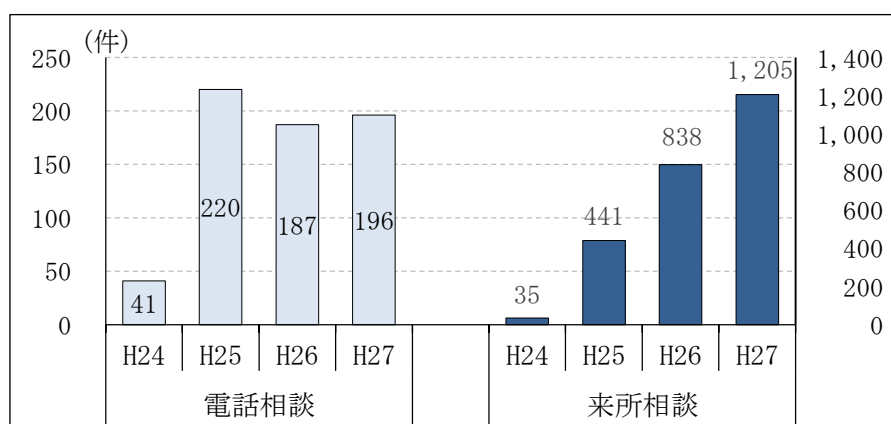


就学支援シートは、就学前の様子や必要な支援の手立て、配慮などを学校へ引き継ぐため、保護者と就学前機関の方に協力して作成していただくツールです。

提出数は年々伸びており、平成 28 (2016) 年 4 月就学児に占める割合は 11.8%にのびました。立川市の第 2 次学校教育振興基本計画では、子ども家庭支援センター発達支援係とのさらなる連携強化等を図りながら、今後 31 年度までに提出数を 200 件 (新入学児童の約 13.5%) まで伸ばし、小学校との接続がより円滑になる児童が増えることを目指しています。

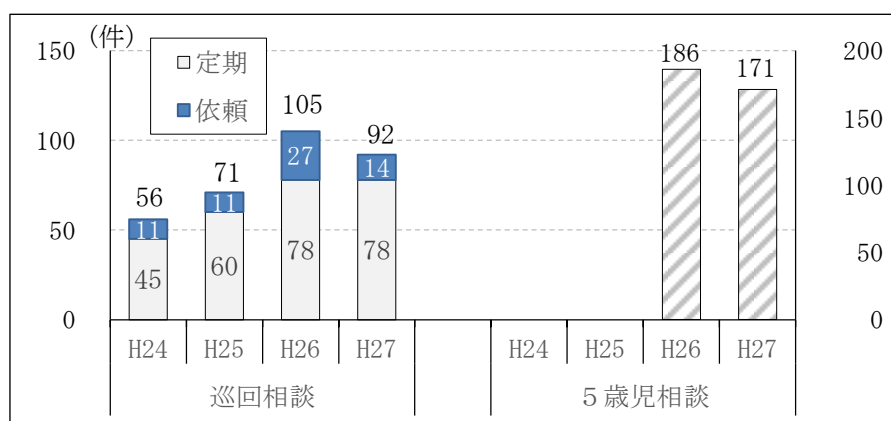
(5) 就学前の発達相談

ア. 子ども家庭支援センターでの発達相談



*平成 25 (2013) 年 1 月より、子ども未来センター開設に伴い開始。

イ. 幼稚園や保育園での発達相談



第3章 立川市における特別支援教育の現状及び課題

*巡回相談は、平成24(2012)年4月より、保育課から、総合発達事業へ移管。

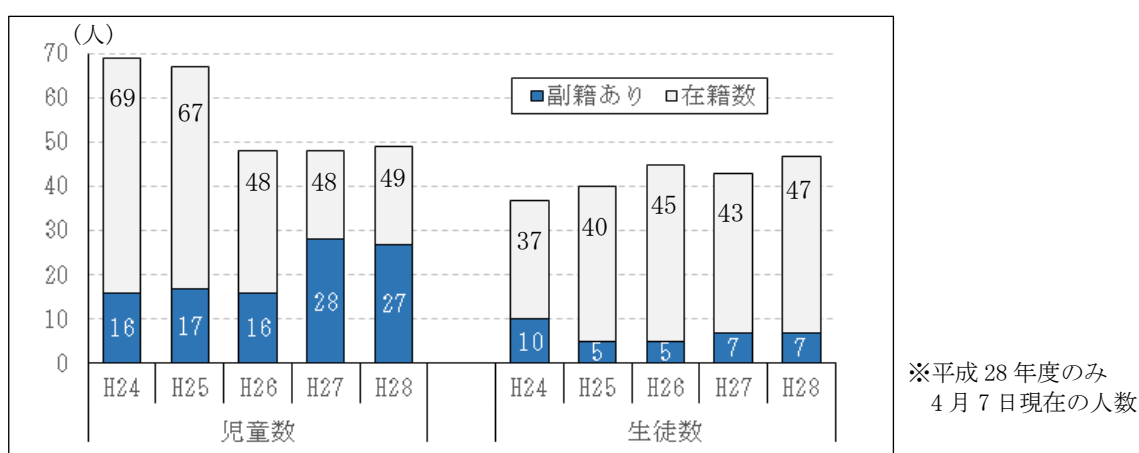
公立保育園への定期巡回、認証保育園を含む依頼巡回に加え、25(2013)年度からは私立幼稚園での巡回相談を開始しています。

*5歳児相談は、平成26(2014)年度より開始。公立保育園及び私立幼稚園において、年中児の保護者の希望を受け、各園2回実施しています。

平成24(2012)年12月25日に子ども未来センターがオープンして以来、就学前の発達に関する来所相談件数は、対前年度400件増のペースで急増してきました。幼稚園や保育園での巡回相談を通じて現場支援を継続するとともに、5歳児相談を実施し、支援を必要とする園児の状況把握や保護者等の支援に取り組んでいます。

(6) 副籍制度の状況

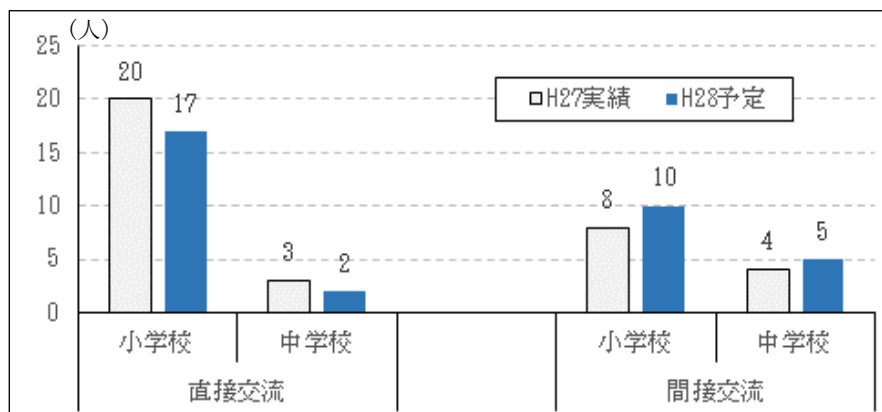
ア. 特別支援学校に在籍する児童・生徒及び副籍制度の利用の推移(各年5月1日現在)



副籍制度は、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流(例:学校行事や学習活動への参加)や間接的な交流(例:学校・学級だよりの交換)を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

平成27(2015)年度の新入学者からは原則として全員が副籍を持つこととなったため、就学相談の過程において地域指定校を決定しており、制度の利用者が増加しています。

イ. 交流内容の内訳



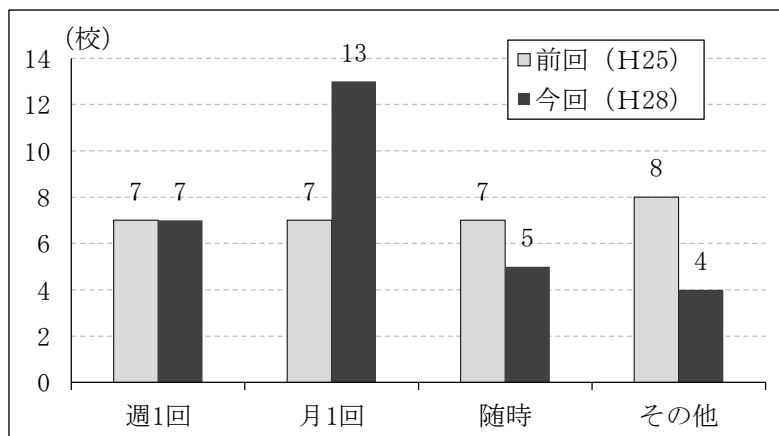
交流活動の実施件数は、制度変更以降、伸びています。ただ、交流内容の内訳では、直接的な交流が微減し、間接的な交流が微増する傾向にあります。

2. 学校における取組等の状況

市立小・中学校 29 校における特別支援教育の取組等について調査し、前回の計画策定（平成 25（2013）年 8 月）時点と比較しました。

(1) 校内委員会

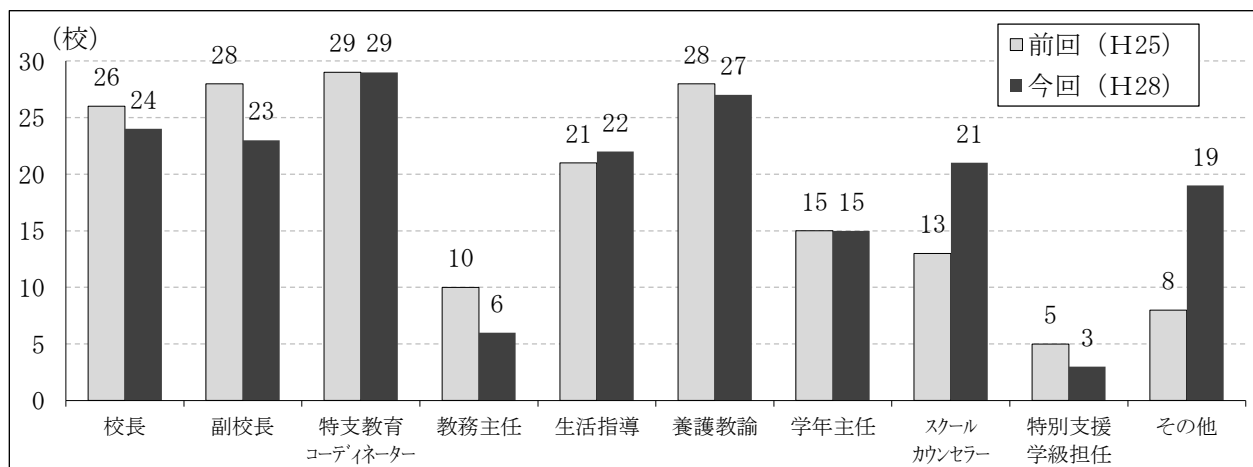
ア. 開催状況



*「その他」の内訳
 ・月に2回：3校
 ・学期に2回：1校

前回の調査では、「週1回」、「月1回」、「随時」などの開催頻度について、回答した学校数は横並びの状況でしたが、今回の調査では、「月1回」と回答した学校が増加しています。

イ. 校内委員会の出席メンバー



*「その他」の内訳：当該学級の担任、教育支援課の巡回相談員、特別支援教室巡回指導教員など。

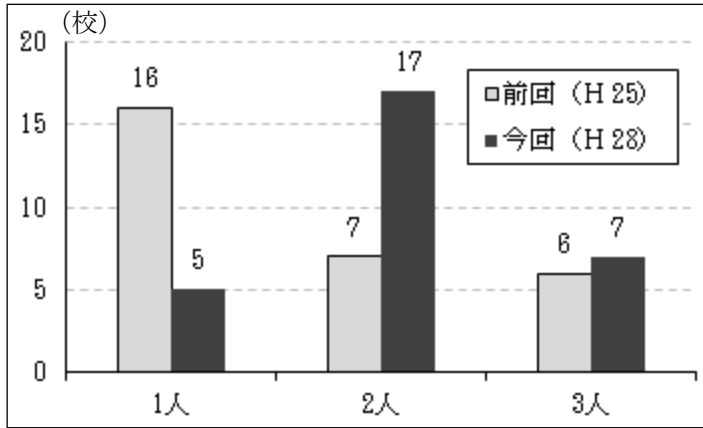
前回の調査時点と比較して、特別支援教育コーディネーターの複数指名が進んだこと、スクールカウンセラーや教育支援課の巡回相談員の来校日に合わせて校内委員会を開催する学校が増えたこと、特別支援教室キラリの拠点校から巡回してくる指導教員が、特別支援教育コーディネーター（副担当）となっていることなどが状況の変化として現れています。

(2) 特別支援教育コーディネーターについて

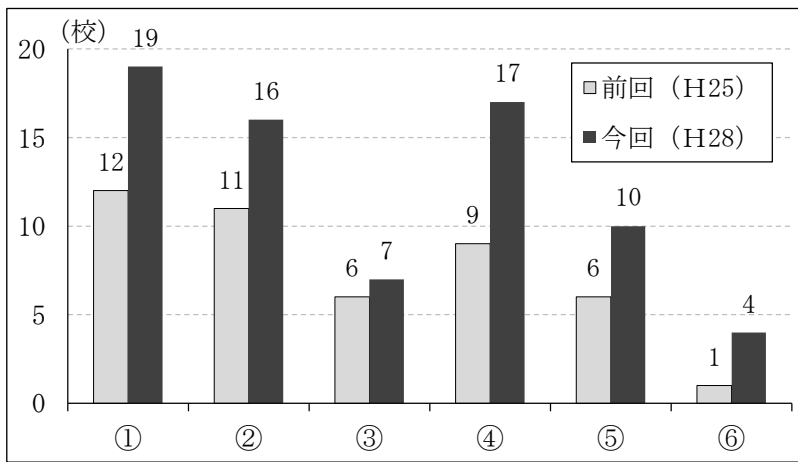
全小・中学校が特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。

前回調査時は 29 校中の半数以上が 1 名配置でしたが、今回の調査では 8 割の学校が複数のコーディネーターを配置するようになっています。

ア. 指名人数



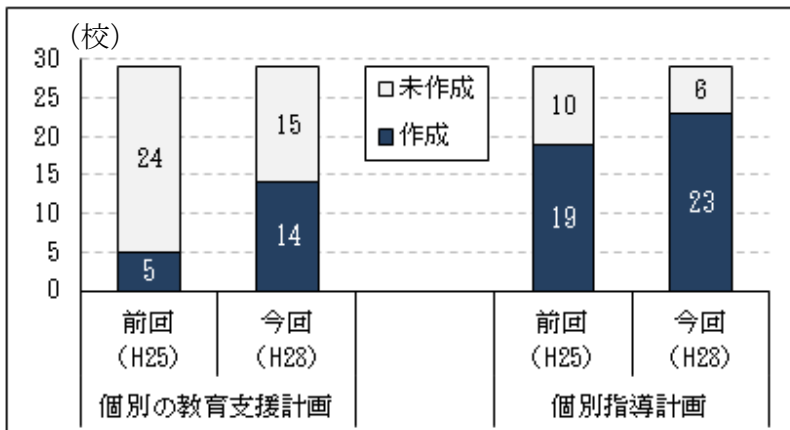
イ. 複数配置の理由について



- ①役割分担、負担軽減のため。
- ②複数の視点で業務を行うため。
- ③特別な支援や配慮を必要とする人数が多いため。
- ④校内の情報共有を円滑に行うため。
- ⑤特別支援学級が設置されているため。
- ⑥その他
(人材の育成、引継ぎの円滑化)

特別支援教育コーディネーターが複数配置されることにより、校内の情報共有や教員の負担軽減等が進んでいます。また教育委員会でも、経験の浅いコーディネーターには研修機会を増やすなど、人材育成にも努めています。

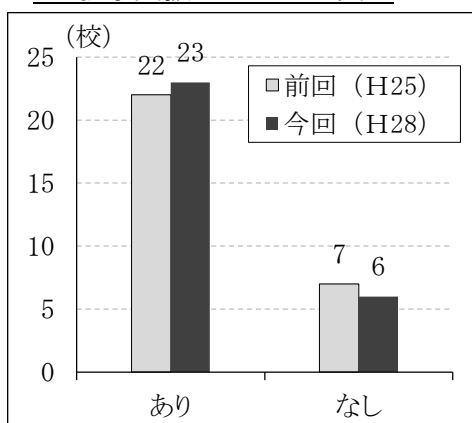
(3) 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成状況



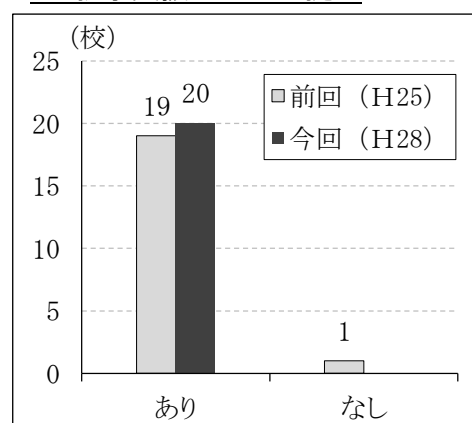
個別の教育支援計画、個別指導計画については、全市共通の様式や、作成対象となる児童・生徒の範囲を例示したことで、実際の作成数は伸びています。ただ、学校数で比較してみると、個別の教育支援計画を作成した学校は、市内で半数に留まっているのが実態です。

(4) 就学支援ファイル、就学支援シートについて (小学校)

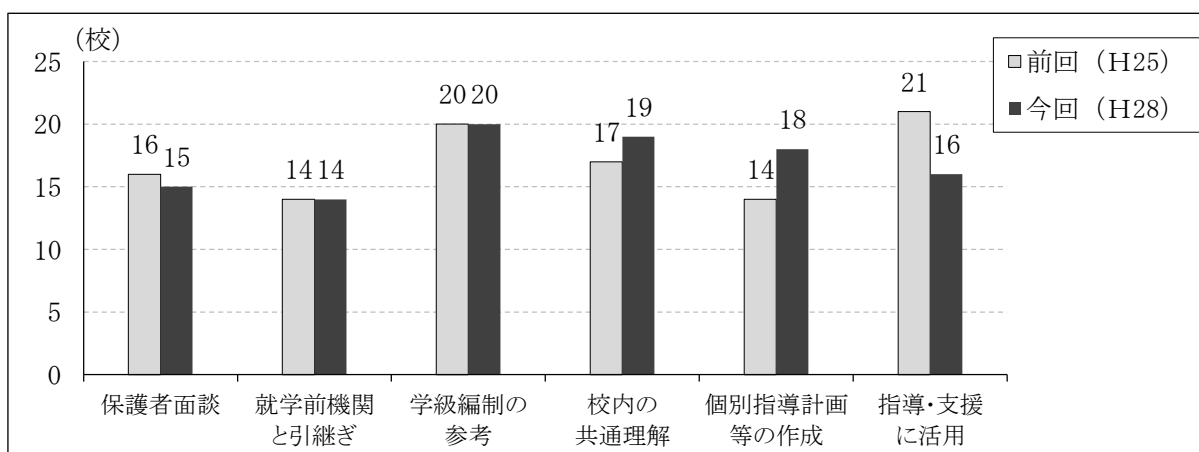
ア. 就学支援ファイルの受理



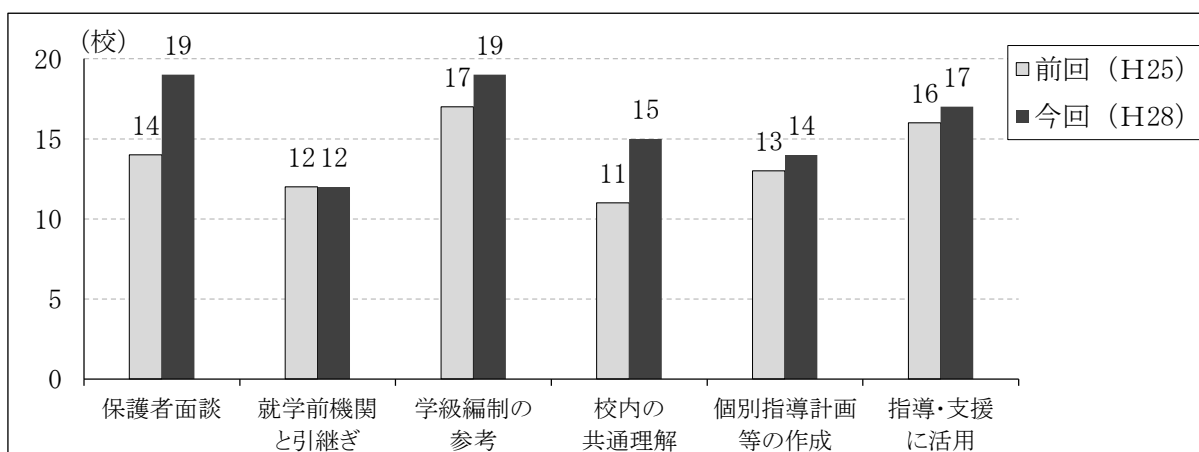
イ. 就学支援シートの提出



ウ. 就学支援ファイルの活用状況

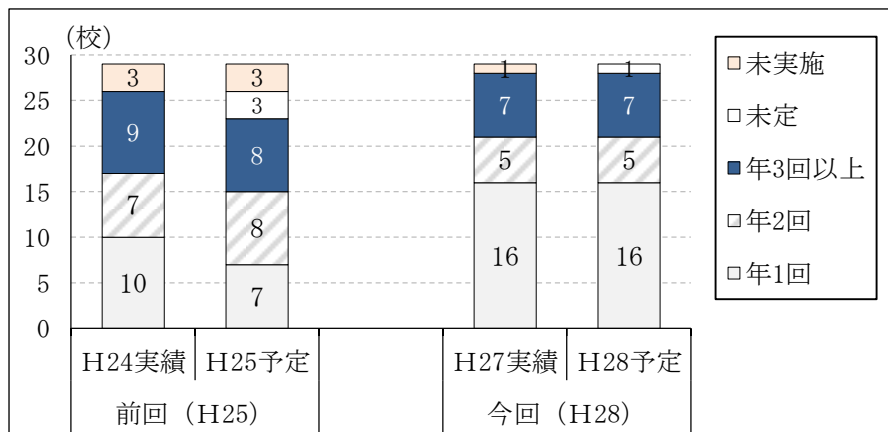


エ. 就学支援シートの活用状況



幼稚園・保育園から小学校への引継ぎについては、就学相談の利用に伴う就学支援ファイルと、保護者自身が作成して提出する就学支援シートが、ツールとして定着しています。平成28(2016)年度には小学校の多くが、提出された就学支援シートによって、入学前の保護者面談や、個別指導計画等の作成に生かしていると回答していますが、保護者からは、「校内の先生方でちゃんと読まれて共有されているか不安がある」、「配慮が不十分と感じる」などの意見が出ており、その後の指導・支援に対する期待の大きさがうかがえます。

(5) 特別支援教育をテーマとする校内研修の実施について



3年前と比較して、「未実施」、「未定」と回答した学校が減り、特別支援教育に関する研修を年間計画に位置付けている学校が増えていることがわかります。回数別では、「年2回」が減り、「年1回」が増えています。その背景には「小中連携活動の一つとして、校区内の研修にそれぞれ参加するようになった」、「校区内の幼稚園・保育園にも参加を呼びかけており、参加人数が増えたため」、「都や市が開催する研修に参加するようにしているから」など、自校主催以外の他の研修機会も活用している状況がある反面、「他の校務や対応で多忙なため」といった回答もありました。

3. 特別支援教育を推進するうえで追記すべき課題

現計画における進捗状況の成果と課題、市全体の状況、学校における特別支援教育の取組等の状況、保護者や教員からの要望・意見、策定検討委員会での議論、また国や東京都の動向から、本市における特別支援教育の課題に加えるべき取組事項は、次のとおりです。

- ◎基本施策 1 早期連携・早期支援の充実
 - ・就学後の療育のニーズや利用実態を把握していくこと。
 - ・乳幼児期から就労まで活用できるサポートファイルの導入の検討に関すること。
 - ・幼保・小の引継ぎのあり方を、幼稚園・保育園の意見も参考に整理していくこと。
- ◎基本施策 2 学校における指導体制・指導内容等の充実
 - ・個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成と、一層の活用に関すること。
 - ・交流及び共同学習、副籍制度のノウハウの共有と内容の充実に関すること。
- ◎基本施策 3 学校における特別支援教育の取組への支援
 - ・今後の児童・生徒数や教育的ニーズを踏まえた特別支援学級の整備に関すること。
 - ・中学校における特別支援教室の導入に関すること。
 - ・特別支援学級等の教育課程編成に向けて、学校及び教員を支援すること。
 - ・特別支援教育の理解・充実に向けて、全教員対象に研修等を実施していくこと。
- ◎基本施策 4 関係機関との連携
 - ・教育相談と適応指導教室の連携を深め、不登校の児童・生徒、保護者を支えながら、適切な指導や、在籍校への復帰へつなげていくこと。
 - ・子ども家庭支援センターとの一層の連携強化を進めること。
- ◎基本施策 5 特別支援教育の理解啓発
 - ・講演会以外の手法や、他の部署との共催など、取組の拡充に関すること。

第4章

立川市第2次特別支援教育実施計画の施策

1. 計画の骨子

立川市第2次特別支援教育実施計画の基本理念・基本指針・基本施策を次のように定め、本市における特別支援教育を実施していきます。

基本理念

支援を必要とする幼児・児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、途切れ・すき間のない早期連携・早期支援を図るとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行います。そして、人権尊重の精神を基調とし、障害に対する理解と障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の実現に取り組んでいきます。

基本指針

基本指針1

乳幼児期からライフステージに応じた途切れのない発達支援の仕組みづくりを進め、幼稚園、保育園、就学前機関、学校、家庭、地域社会、医療、福祉、相談機関などの各機関が連携を図り、一人一人の成長を支えていきます。

一人一人への支援がライフステージによって途切れることがないように、学校や関係機関等と連携を図る体制を整え、成長を支えていきます。

基本指針2

全ての学校において、支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を組織的にを行います。

児童・生徒の実態を把握し、一人一人に応じた指導及び支援を、全ての学校で組織的にを行います

基本指針3

障害に対する正しい理解と認識を深めるため、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を積極的に行い、共に生きる意識と態度を育てるとともに、保護者や市民等に対して、特別支援教育の理解啓発を図ります。

障害のある子どもが地域でよりよく生活していくことができるよう、交流及び共同学習の推進や、保護者や市民等への特別支援教育の理解啓発を図ります。

基本施策

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

- ・取組項目1 早期連携・早期支援の充実
- ・取組項目2 就学相談
- ・取組項目3 小・中学校の連携

基本施策2 学校における指導体制・指導内容等の充実

- ・取組項目4 学校における計画的な特別支援教育の推進
- ・取組項目5 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成
- ・取組項目6 交流及び共同学習の推進
- ・取組項目7 早期連携・早期支援の充実

基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

- ・取組項目8 特別支援学級等の整備及び充実
- ・取組項目9 教員の専門性向上
- ・取組項目10 巡回相談の充実
- ・取組項目11 特別支援学級指導員等の専門性の向上

基本施策4 関係機関との連携

- ・取組項目12 適応指導教室との連携
- ・取組項目13 特別支援学校との連携
- ・取組項目14 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携
- ・取組項目15 特別支援教育に関わる関係機関との連携

基本施策5 特別支援教育の理解啓発

- ・取組項目16 保護者、市民等への理解啓発

◎全ての取組について合理的配慮に基づいた指導・支援を行います。

2. 計画における基本施策と具体的な取組

基本施策1 早期連携・早期支援の充実

(1) 取組項目1 早期連携・早期支援の充実

ア. 子ども家庭支援センターと教育支援課が連携して行う相談 ①

〔担当：教育支援課・子ども家庭支援センター〕

- ・立川市発達支援計画と立川市第2次特別支援教育実施計画を基に、途切れ・すき間のない相談・支援体制の構築及び連携を図ります。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達相談から、就学相談、教育相談につながります。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達支援親子グループ事業に、就学相談員が参加するなど、就学前の発達支援事業との連携の強化を図ります。

イ. 幼稚園教員・保育士の特別支援教育に対する理解啓発 ②

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・小学校学区において、小学校教員及び幼稚園教員・保育士を対象とした特別支援教育の研修の実施を推奨します。
- ・指導課及び教育支援課において実施する特別支援教育に関する研修等に、幼稚園教員・保育士の参加を呼びかけます。

ウ. 健診後の発達支援へのフォロー体制の構築 ③

〔担当：教育支援課・子ども家庭支援センター・保育課・子育て推進課・健康推進課〕

- ・健診会場において医師から発達の課題を指摘された保護者全員について、その場で発達相談を行い、発達支援へつなぐフォロー体制の構築を図ります。そして、発達相談から就学相談へつなぎます。また、保護者同士が、情報交換や交流のできる場の検討を図ります。

エ. 療育施策の充実に向けた検討 ④

〔担当：子ども家庭支援センター・教育支援課〕

- ・幼児の療育の充実に向けて、検討を進めていきます。
- ・就学後の療育のニーズや利用実態等を把握し、課題について検討します。

オ. 就学支援シートの活用促進 ⑤

〔担当：教育支援課・指導課・子ども家庭支援センター・保育課〕

- ・小学校における活用や個別指導計画への反映、また幼稚園及び保育園における早い時期からの支援の手だてを明確にするため、就学支援シートの普及に努めます。
- ・乳幼児期から就労まで活用できるサポートファイルの導入について検討を進めます。

カ. 幼稚園・保育園と小学校との連携 ⑥

〔担当：指導課・教育支援課・保育課〕

- ・これまでの指導や支援が引き継がれるように、幼稚園・保育園と共通理解を図りながら、幼保・小の連携のあり方を「(仮称) 引継ぎガイド」としてまとめます。
- ・小学校学区において、小学校教員及び幼稚園教員・保育士を対象とした特別支援教育の研修の実施を推奨します。 ※再掲

- ・幼稚園・保育園と小学校の交流及び研修等を通して就学前教育、幼保小連携教育の充実を図ります。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
1	子ども家庭支援センターと教育支援課が連携して行う相談	充実	→	→
2	幼稚園教員・保育士の特別支援教育に対する理解啓発	継続	→	→
3	健診後の発達支援へのフォロー体制の構築	継続	→	→
4	療育施策の充実に向けた検討	継続	→	→
5	就学支援シートの活用促進	充実	→	→
6	幼稚園・保育園と小学校との連携	継続	→	→

(2) 取組項目2 就学相談

ア. 就学相談の充実 7

〔担当：教育支援課〕

- ・就学相談の流れを分かりやすくします。相談期間の長期化を見直し、保護者や児童・生徒の負担軽減を図ります。
- ・東京都就学相談担当者研修会への参加及び課内においても研修を実施し、就学相談員の資質の向上を図ります。

イ. 就学相談説明会の実施 8

〔担当：教育支援課・子ども家庭支援センター〕

- ・保護者等を対象に、就学相談の流れや就学に関わる手続き案内、学校紹介、先輩保護者からの体験談等を行う説明会を実施します。

ウ. 就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士への支援 9

〔担当：教育支援課〕

- ・就学相談の資料作成に関わる幼稚園教員・保育士を対象に、資料の書き方等についての研修を実施します。

エ. 就学後の継続相談 10

〔担当：教育支援課〕

- ・就学相談を経て就学した児童・生徒について、保護者や学校の希望を考慮し、柔軟な転学も視野に入れながら、学校生活への適応に向けた相談を実施します。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
7	就学相談の充実	継続	→	→
8	就学相談説明会の実施	充実	→	→
9	就学相談の資料作成に関わる幼稚園 教員・保育士への支援	継続	→	→
10	就学後の継続相談	実施	→	→

(3) 取組項目3 小・中学校の連携

ア. 中学校区における連携 11

〔担当：指導課〕

- ・各中学校区においてこれまで実施してきた連携を生かし、通常の学級と特別支援学級との実態に応じた連携を進めていきます。
- ・特別支援学級間の連携について、一層充実させていきます。

イ. 小・中学校間の円滑な引継ぎ 12

〔担当：指導課〕

- ・幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校と、それぞれの引継ぎの指針を、「(仮称)引継ぎガイド」としてまとめます。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
11	中学校区における連携	充実	→	→
12	小・中学校間の円滑な引継ぎ	継続	→	→

基本施策2 学校における指導体制・指導内容等の充実

(1) **取組項目4 学校における計画的な特別支援教育の推進**

ア. 学校経営における特別支援教育の位置付け 13

〔担当：指導課〕

・学校の教育課程及び学校経営計画に特別支援教育の取組を明示するよう指導します。

イ. 特別支援教育コーディネーターの指名の複数化の推奨 14

〔担当：指導課〕

・特別支援教育コーディネーターの専門性の確保や、校内における円滑な引継ぎが必要なことから、学校の実態に応じて特別支援教育コーディネーターの複数指名を行うことを推奨していきます。

ウ. 特別支援教育コーディネーターの充実 15

〔担当：指導課〕

・特別支援教育コーディネーターの標準的な役割を示します。
 ・特別支援教育コーディネーターの養成に向けて、研修内容の充実を図ります。
 ・特別支援教室キラリの巡回指導教員は、巡回校の特別支援教育の副コーディネーターとして、巡回校の特別支援教育コーディネーターと連携を深めます。

エ. 校内委員会の充実 16

〔担当：指導課〕

・標準的な校内委員会の機能や構成員を示します。
 ・巡回指導教員は、巡回校の校内委員会に参加し情報共有を図ります。
 ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を校内委員会に参加させ情報共有及び指導・助言を行います。

オ. 校内研修の支援 17

〔担当：教育支援課〕

・校内研修の内容の相談や講師派遣について、対応します。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
13	学校経営における特別支援教育の位置付け	継続	→	→
14	特別支援教育コーディネーターの指名の複数化の推奨	継続	→	→
15	特別支援教育コーディネーターの充実	継続	→	→
16	校内委員会の充実	継続	→	→
17	校内研修の支援	継続	→	→

(2) 取組項目5 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成

ア. 個別の教育支援計画、個別指導計画の作成の推進 18

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・市の共通書式を用いて個別の教育支援計画及び個別指導計画を作成し、その活用を推進します。

イ. 個別の教育支援計画、個別指導計画の理解啓発 19

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成への理解を深めるためのリーフレットを用いて、活用の推進を図ります。
- ・リーフレットを活用し、各学校における個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成及び活用について、理解啓発を図ります。

ウ. 小・中学校間の円滑な引継ぎ 12 ※再掲

〔担当：指導課〕

- ・幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校と、それぞれの引継ぎの指針を、「(仮称)引継ぎガイド」としてまとめます。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
18	個別の教育支援計画、個別指導計画の作成の推進	継続	→	→
19	個別の教育支援計画、個別指導計画の理解啓発	継続	→	→
12	小・中学校間の円滑な引継ぎ	継続	→	→

(3) 取組項目6 交流及び共同学習の推進

ア. 交流及び共同学習の推進 20

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・各学校の実態に応じて内容の充実を図り実施していきます。
- ・取り組みの中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対し、積極的に情報発信を行っていきます。
- ・学校における様々な学習場面を通して、特別支援教育について児童・生徒の理解を深めていきます。
- ・各学校の実態に応じて「交流及び共同学習」の年間指導計画の作成を行います。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
20	交流及び共同学習の推進	充実	→	

(4) 取組項目7 副籍制度の実施

ア. 副籍制度の実施 21

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・就学相談において副籍制度の周知を進め、特別支援学校入学後、より早期からの交流が行えるようにします。
- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校の実態に応じて実施します。
- ・取組の中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対し、積極的に情報発信を行い、内容の充実を図ります。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
21	副籍制度の実施	充実	→	

基本施策3 学校における特別支援教育の取組への支援

(1) 取組項目8 特別支援学級等の整備及び充実

ア. 特別支援学級の整備 **22**

〔担当：教育支援課〕

・今後の児童・生徒数の推定を基に、知的障害特別支援学級の整備を行います。

イ. 発達障害の児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備 **23**

〔担当：教育支援課・指導課〕

・小学校及び中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の開設に向けた準備に取り組みます。

・平成30年度の小学校の特別支援教室完全実施に向け、市として課題の把握、解決に向けて検討し、全校での円滑な運用を進めます。

・平成33年度の中学校特別支援教室の全校導入に向けた検討及びモデル校での試行を実施します。

ウ. 特別支援学級説明会の実施 **24**

〔担当：教育支援課〕

・小学校6年生の保護者を対象とする中学校の通級指導学級の説明会を、継続して実施します。

・就学相談説明会と合わせて、特別支援学級を説明する機会を充実していきます。

エ. 特別支援学級教育課程編成に向けての技術的支援 **25**

〔担当：指導課・教育支援課〕

・「(仮称)特別支援学級の教育課程編成に向けて」のリーフレットを作成します。

オ. 校舎のバリアフリー化の対応 **26**

〔担当：教育総務課・教育支援課〕

・校舎のバリアフリー化に向けて、学校の改修等と合わせて実施していきます。

No.	具体的な取組		29年度	30年度	31年度
22	特別支援学級の整備		準備	実施	→
23	発達障害のある児童・生徒に対する重層的な支援体制の整備	自閉症・情緒障害特別支援学級	検討	準備	→
		特別支援教室(小学校)	実施(16校)	全校実施	→
		特別支援教室(中学校)	検討	→	モデル校で試行
24	特別支援学級説明会の実施		試行	実施	→
25	特別支援学級教育課程編成に向けての技術的支援		検討	実施	→
26	校舎のバリアフリー化の対応		継続	→	→

(2) 取組項目9 教員の専門性向上

ア. 特別支援教育に関する研修の体系化 27

〔担当：指導課〕

- ・市で実施する特別支援教育に関わる研修を体系化し、実施していきます。
- ・特別支援教室導入に伴う、通常の学級の教員を対象とする研修を実施します。

イ. 研修内容の充実 28

〔担当：指導課〕

- ・発達障害の理解や特別支援教育の視点を取り入れた通常の学級における授業の在り方などの内容を設定します。
- ・事例検討や授業研究などの研修形態を積極的に取り入れていきます。
- ・小・中学校の特別支援教育の理解・充実に向けて、全教員対象の研修を実施します。
- ・教員の経験や職層及びニーズに応じて、研修内容等を工夫し、充実を図ります。
- ・研修講師に、外部の専門家などを活用していきます。
- ・特別支援教室導入に伴う、通常の学級教員対象の研修を実施します。

ウ. 特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携 29

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・特別支援学級における指導の充実及び専門性向上のため、特別支援学校と連携していきます。
- ・専門性向上プラン（都立特別支援学校の教員の助言による授業改善）に基づく研修体制の充実を図ります。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
27	特別支援教育に関する研修の体系化	継続	→	→
28	研修内容の充実	継続	→	→
29	特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携	継続	→	→

(3) 取組項目10 巡回相談の充実

ア. 巡回相談員の派遣 30

〔担当：教育支援課〕

- ・巡回相談員の派遣回数や時間、対応の範囲等を見直し、支援が必要と思われる児童・生徒の実態把握の支援や、教員の指導に対する助言等が、より効果的・効率的に行えるようにします。
- ・就学相談を経て就学した児童・生徒について、保護者や学校の希望を考慮し、柔軟な転学も視野に入れながら、学校生活への適応に向けた相談を実施します。 ※再掲

イ. 専門家の派遣 31

〔担当：教育支援課〕

- ・医師や言語聴覚士等を学校に派遣し、児童・生徒のニーズに応じた支援を実施していきます。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
30	巡回相談員の派遣	継続	→	
31	専門家の派遣	充実	→	

(4) 取組項目11 特別支援学級指導員等の専門性の向上

ア. 特別支援学級指導員、介助員等の専門性の向上 32

〔担当：教育支援課・指導課〕

- ・特別支援学級指導員、通常の学級の介助員等の専門性の向上を図るため、研修を実施します。
- ・知的障害特別支援学級の介助員・指導員の連絡会を開催し、研修や情報交換等を行います。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
32	特別支援学級指導員、介助員等の専門性の向上	継続	→	

基本施策4 関係機関との連携

(1) 取組項目12 適応指導教室との連携

ア. 適応指導教室と連携した指導 **33**

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・適応指導教室の利用を検討している児童・生徒や保護者の教育相談を実施し、適切な指導・支援につなげます。
- ・適応指導教室における学校復帰プログラムを活用し、特別な支援が必要な不登校児童・生徒の在籍校への復帰を図ります。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
33	適応指導教室と連携した指導	実施	—————→	

(2) 取組項目13 特別支援学校との連携

ア. 特別支援学校のセンター的機能の活用 **34**

〔担当：教育支援課〕

- ・特別支援学校の教員を研修講師として招聘するなど、特別支援学校のセンター的機能を活用していきます。
- ・就学相談において、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの専門性を活用していきます。

イ. 副籍制度の実施 **21** ※再掲

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・就学相談において副籍制度の周知を進め、特別支援学校入学後、より早期からの交流が行えるようにします。
- ・特別支援学校の児童・生徒の状況と、地域指定校の実態に応じて実施します。
- ・取組の中で先進的なもの、創意工夫があるものについては、各学校に対し、積極

ウ. 特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携 **29** ※再掲

〔担当：指導課・教育支援課〕

- ・特別支援学級における指導の充実及び専門性向上のため、特別支援学校と連携していきます。
- ・専門性向上プラン（都立特別支援学校の教員の助言による授業改善）に基づく研修体制の充実を図ります。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
34	特別支援学校のセンター的機能の活用	継続	—————→	
21	副籍制度の実施	充実	—————→	
29	特別支援学級の専門性向上に向けた特別支援学校との連携	継続	—————→	

(3) 取組項目14 中学校卒業後の進路先・関係機関との連携

ア. 進路先・関係機関との連携 35

〔担当：教育支援課・指導課・子ども育成課〕

- ・中学校を卒業した後の進路先等において、それまでの支援が引き継がれるよう、必要に応じて進路先や関係機関との連携を行います。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
35	進路先・関係機関との連携	継続	→	

(4) 取組項目15 特別支援教育に関わる関係機関との連携

ア. 特別支援教育連絡会の開催 36

〔担当：教育支援課〕

- ・教育委員会だけでなく市内の障害者福祉や健康担当課、また、幼稚園・保育園、医療機関、福祉事業者等とネットワークを構築します。
- ・定期的に連絡会を開催し、特別支援教育の推進に関わる協議を行います。

イ. 子ども家庭支援センターとの連携 37

〔担当：教育支援課・子ども家庭支援センター〕

- ・子ども家庭支援センターとの定期的な打合せ、ケース会議を実施するなど、教育相談と家庭支援の連携の強化を図ります。
- ・子ども家庭支援センターで実施している発達支援親子グループ事業に、就学相談員が参加するなど、就学前の発達支援事業との連携の強化を図ります。 ※再掲

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
36	特別支援教育連絡会の開催	充実	→	
37	子ども家庭支援センターとの連携	充実	→	

基本施策5 特別支援教育の理解啓発

(1) 取組項目16 保護者、市民等への理解啓発

ア. 特別支援教育講演会の開催 **38**

〔担当：教育支援課〕

- ・発達障害教育を含む特別支援教育の推進、理解啓発のため、保護者、関係機関、市民等を対象に講演会を開催します。

イ. 特別支援教育の理解啓発の充実 **39**

〔担当：教育支援課〕

- ・特別支援教育の推進、理解啓発に向けたリーフレットを作成し、活用していきます。
- ・市報やホームページ、立川市教育だより「たっち」において、特別支援教育の理解啓発を図ります。
- ・校長会・副校長会等において特別支援教育の定期的な理解啓発を進めます。

No.	具体的な取組	29年度	30年度	31年度
38	特別支援教育講演会の開催	継続	→	→
39	特別支援教育の理解啓発の充実	継続	→	→

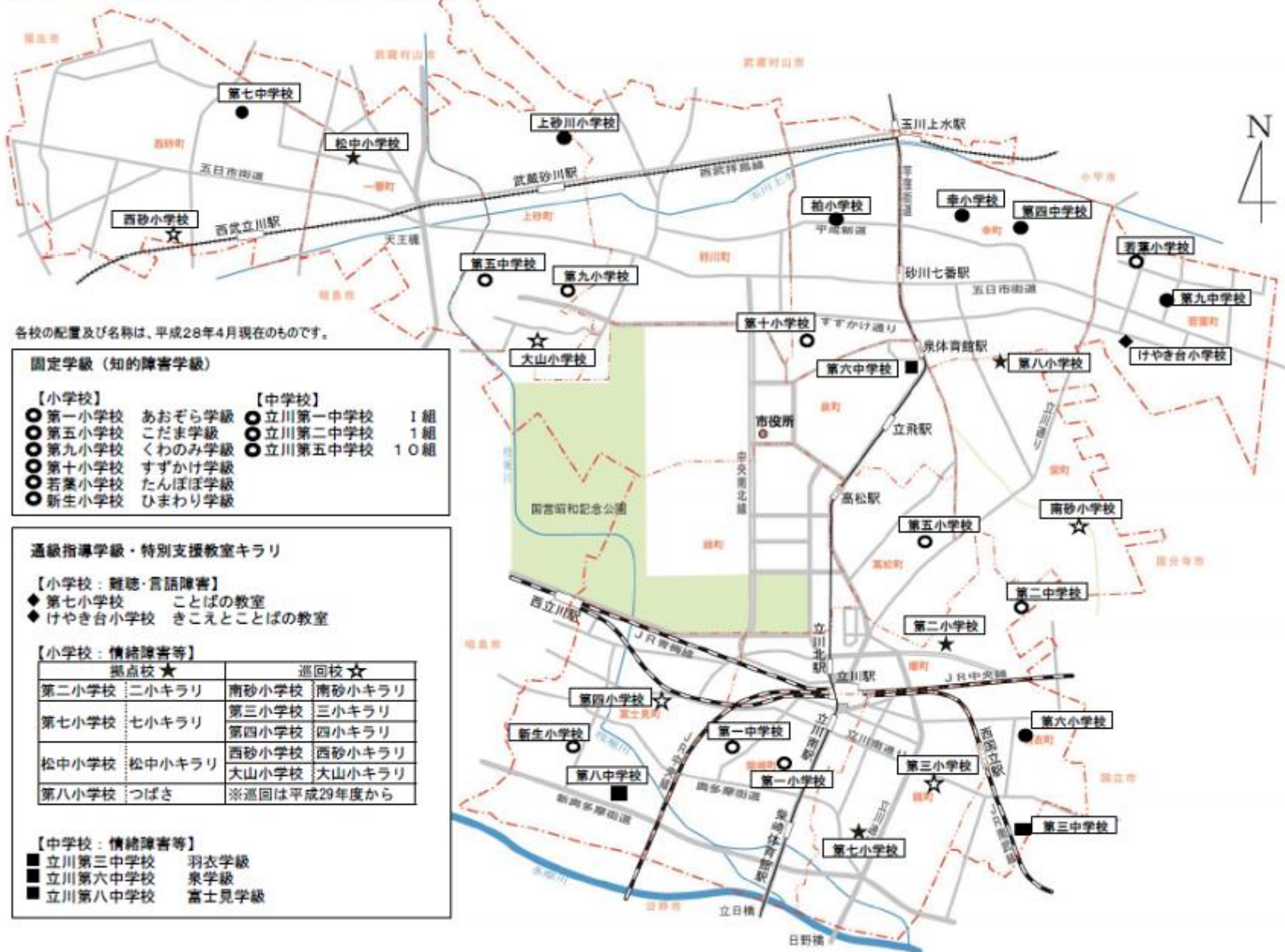
資料

1. 用語解説
2. 立川市立小学校・中学校 配置図
3. 立川市特別支援学級等設置状況一覧
4. 児童・生徒及び学校を支援する支援員等一覧(平成28年度版)
5. 平成28年度 特別支援教育に関わる研修一覧
6. 特別支援教育に関する保護者や障害者団体等からの意見
7. 立川市立小学校・中学校における教員からの意見聴取の内容
8. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会設置要綱
9. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会委員名簿
10. 立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会検討経過

* 上記の資料を掲載する予定です。

用語解説の部分は、発達支援計画など他の計画と整合を取ります。

立川市立小学校・中学校 配置図



各校の配置及び名称は、平成28年4月現在のものです。

固定学級（知的障害学級）

- | | | |
|---------|--------|---------------|
| 【小学校】 | 【中学校】 | |
| ○ 第一小学校 | あおぞら学級 | ○ 立川第一中学校 1組 |
| ○ 第五小学校 | こだま学級 | ○ 立川第二中学校 1組 |
| ○ 第九小学校 | くわのみ学級 | ○ 立川第五中学校 10組 |
| ○ 第十小学校 | すずかけ学級 | |
| ○ 若葉小学校 | たんぼぼ学級 | |
| ○ 新生小学校 | ひまわり学級 | |

通級指導学級・特別支援教室キラリ

- 【小学校：難聴・言語障害】
- ◆ 第七小学校 ことばの教室
 - ◆ けやき台小学校 きこえとことばの教室

【小学校：情緒障害等】

拠点校 ★	巡回校 ☆
第二小学校 二小キラリ	南砂小学校 南砂キラリ
第七小学校 七小キラリ	第三小学校 三小キラリ
松中小学校 松中小キラリ	第四小学校 四小キラリ
第八小学校 つばさ	西砂小学校 西砂キラリ
	大山小学校 大山キラリ

※巡回は平成29年度から

【中学校：情緒障害等】

- 立川第三中学校 羽衣学級
- 立川第六中学校 泉学級
- 立川第八中学校 富士見学級

平成28年度 特別支援教育に関する研修

(1) 特別支援教育コーディネーター研修

回	日	場所・時間	内容等
1	4月22日 (金)	市役所 302 15:15~16:45	◇全員対象 ・都立特別支援学校紹介 (立川ろう学校・村山特別支援学校・武蔵台学園・羽村特別支援学校) ・特別支援教室について ・巡回相談について ・教育相談・就学相談について ・協議「関係機関との連携」及び情報交換
2	7月4日 (月)	市役所 208 15:15~16:45	◇養成研修として、コーディネーター経験1~3年の教員が対象。 ・講義・演習「合理的配慮に基づいた指導について」
3	10月7日 (金)	市役所 302 15:15~16:45	◇全員対象 ・巡回相談員・子ども家庭支援センターとの関わりについて
4	12月2日 (金)	市役所 302 15:15~16:45	◇養成研修として、コーディネーター経験1~3年の教員が対象。
5	2月9日 (木)	市役所 302 15:15~16:45	◇全員対象 ・講義・演習

(2) 小・中学校知的障害特別支援学級担任研修

回	日	場所・時間	内容等
1	5月26日 (木)	市役所 302 15:15~16:45	・講義「人権に配慮した指導」 ・講演「将来につなげる特別支援教育について」
2	11月29日 (火)	立川第二中学校 14:00~16:45	・授業研究 ・研究協議会
3	2月23日 (木)	武蔵台学園 15:15~16:45	・施設見学 ・教材研究等

(3) 小・中学校通級指導学級担任研修

回	日	場所・時間	内容等
1	5月31日 (火)	市役所 302 15:15~16:45	・講義「人権に配慮した指導」 ・講義・演習「合理的配慮に基づいた指導」
2	10月25日 (火)	西砂小学校 14:00~16:45	・特別支援教室での授業研究または実践発表
3	2月28日 (火)	市役所 302 15:15~16:45	・講義・演習

(4) 特別支援教育支援員研修

回	日	場所・時間	内容等
1	4月15日 (金)	子ども未来センター 15:15~16:45	・特別支援教育支援員について ・講義「人権に配慮した支援について」 ・講義・協議「支援が必要な子どもへの対応について」
2	9月30日 (金)	子ども未来センター 15:15~16:45	・講義・協議「子どもの理解と対応／学習障害について」

(5) 特別支援学級臨時指導員（介助員）連絡会

回	日	場所・時間	内容等
1	6月8日 (水)	子ども未来センター 14:30～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「人権に配慮した支援について」 ・講義「障害や年齢に応じた支援について」 ※8日・15日のいずれかに参加
	6月15日 (水)	子ども未来センター 14:30～16:00	

(6) 知的障害特別支援学級専門性向上プランによる授業研究

回	日	場所・時間	内容等
1	7月13日 (水)	第十小学校 13:30～16:45	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究 ・研究協議会
2	11月29日 (火)	立川第二中学校 13:50～16:45	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究 ・研究協議会
3	12月1日 (火)	第五小学校 13:40～16:45	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究 ・研究協議会

(7) 通常の学級担任研修

回	日	場所・時間	内容等
1	5月17日 (火)	市役所 302 14:00～16:45	<ul style="list-style-type: none"> ○初任者研修 ・講義「個の見取り及び授業づくりについて」
2	8月8日 (月)	多摩永山 情報教育センター 9:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都教職員研修センター 教科等・教育課題研修 ・特別支援教育 I 「特別支援教育の理解と支援のポイント」
3	6月21日 6月23日 8月23日 10月25日	東京都教職員 研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都教職員研修センター 教科等・教育課題研修 ・特別支援教育コーディネーター スキルアップ研修 A
4	10月21日 (金)	市役所 302 14:00～16:45	<ul style="list-style-type: none"> ○2年次研修 ・講義・演習「特別支援教育の視点に立った学級経営及び授業づくりについて」

(8) 西多摩郡合同特別支援学級（固定学級）担任研修会

回	日	場所・時間	内容等
1	6月30日 (木)	第一小学校 13:30～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究 ・講義「特別支援教育のセンター的機能」 講師：東京都立武蔵台学園 特別支援教育コーディネーター 主任教諭 神立さゆり先生

立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立川市の特別支援教育の推進に向けて立川市第2次特別支援教育実施計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、計画の案(以下「計画案」という。)の検討を行うため、立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画案の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 市立小学校長 1人
- (3) 市立中学校長 1人
- (4) 市立小学校PTA代表 1人
- (5) 市立中学校PTA代表 1人
- (6) 障害者団体代表 2人
- (7) 公募市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 検討委員会は、必要に応じて会議の内容を教育委員会に報告するものとする。

2 検討委員会は、計画案の検討が終了したときは、検討結果を教育委員会に報告するものとする。
(謝礼及び記念品)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈する。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育支援課において処理する。

(オブザーバー)

第10条 検討委員会にオブザーバーを置き、子ども家庭部子ども家庭支援センター長、子ども家庭部保育振興担当主幹及び教育委員会事務局教育部指導課長を充てる。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務の終了をもってその効力を失う。

立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会委員名簿

1 委員（敬称略／◎＝委員長、○＝副委員長）

	役職	氏名	所属・職	備考
1	◎委員	波田野 茂幸	国際医療福祉大学大学院 准教授	学識経験者(臨床心理学)
2	委員	内田 創	国家公務員共済組合連合会立川病院 小児科医	学識経験者(医学)
3	委員	福原 憲生	立川市立第九小学校長	市立小学校長
4	○委員	小沼 孝行	立川市立立川第五中学校長	市立中学校長
5	委員	萩生田 茂利	立川市立第二小学校PTA会長	市立小学校PTA代表
6	委員	高橋 淳	立川市立立川第一中学校PTA会長	市立中学校PTA代表
7	委員	小松 佳世子	立川市手をつなぐ親の会	障害者団体代表
8	委員	横平 貫志	肢体不自由児・者父母の会たつのこ	障害者団体代表
9	委員	照内 潤子		公募市民
10	委員	岡部 知子		公募市民

2 オブザーバー

	氏名	所属・職
オブザーバー	太田 勇	子ども家庭部子ども家庭支援センター長
オブザーバー	原田 弥生	子ども家庭部保育振興担当主幹
オブザーバー	小瀬 和彦	教育部指導課長

3 事務局

	氏名	所属・職
事務局	栗原 寛	教育部長
事務局	矢ノ口 美穂	教育部教育支援課長
事務局	桐井 裕美	教育部統括指導主事
事務局	大石 まさみ	教育部教育支援課管理係長
事務局	守屋 雅章	教育部教育支援課相談係長



立川市第2次特別支援教育実施計画策定検討委員会検討経過

(1) 検討委員会検討経過

回	委員会開催期日	検討内容等
1	平成 28 年 7 月 21 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付、委員長の選出 ・ 計画策定の概要 ・ 立川市における特別支援教育の現状 ・ 学校における特別支援教育の実施状況 ・ 特別支援教育等の動向
2	9 月 28 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員請求資料に関する説明 ・ 立川市発達支援計画の策定検討状況について ・ 立川市第2次特別支援教育実施計画の骨子について (案) ・ 立川市第2次特別支援教育実施計画基本施策の概要 (案) ・ 立川市第2次特別支援教育実施計画の構成 (案)
3	11 月 2 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員からの意見聴取について ・ 立川市発達支援計画の策定検討状況について ・ 立川市第2次特別支援教育実施計画 (素案) について
4	平成 29 年 1 月 25 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立川市特別支援教育実施計画 (案) に対する市民意見と市の考え方について (案) ・ 立川市発達支援計画 (案) に対する市民意見について ・ 立川市特別支援教育実施計画 (原案) について

このたび立川市では、**発達支援計画** と **第2次特別支援教育実施計画** の **素案**を策定しました

皆さんのご意見を募集しています


● **立川市発達支援計画 (案)**
主に0歳から就学前の子どものうち、子育て支援機関 (幼稚園、保育園、子育てひろば等) において、発達支援を必要とする子どもに早期に気づき、適切な支援を提供します。

● **立川市第2次特別支援教育実施計画 (案)**
主に義務教育就学中の児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに合わせた特別支援教育を推進します。

● **各計画 (案) のくわしい内容は…**
市ホームページ、子ども家庭支援センター (子ども未来センター1階)、市政情報コーナー (市役所3階)、窓口サービスセンター (立川タクロス1階)、地域学習館、市図書館、市立小・中学校でご覧になれます。

ご意見の送付方法

ご意見は、以下の方法で受け付けています。住所・氏名をご記入のうえ、**12月19日 (月) ~平成29年1月13日 (金) [必着]** までに以下の方法でお寄せください。書式は自由です。

市ホームページ	トップページにパブリックコメント専用のフォームがあります。右QRコードからもアクセスできます。	
Eメール	発達支援計画: kodomokateishien@city.tachikawa.lg.jp 特別支援教育: kyouikushien@city.tachikawa.lg.jp	
郵送	〒190-0022 立川市錦町3-2-26 子ども未来センター 教育支援課 まで	
FAX	(042) 528-6875	
直接窓口へ	子ども未来センター1階、子ども総合相談受付 午前9時30分~午後5時 (日曜・祝日・12月29日~1月3日を除く)	

お問い合わせ先: **子ども家庭支援センター** ☎528-6871 **教育支援課** ☎527-6171

立川市第2次特別支援教育実施計画

平成29年3月

作成 立川市教育委員会教育部教育支援課
〒190-0022 東京都立川市錦町三丁目2番26号
立川市子ども未来センター1階
電 話 042-527-6171
F A X 042-528-6875